

一般社団法人日本がん看護学会 地方分科会開催規程

（地方分科会開催の目的）

第1条 地方分科会は、がん看護に関する研究、教育及び実践の発展と向上を目的に各地域のがん看護実践の課題を共有し、学術的な交流を深め、研究等における協働を探ること、また学会活動の広報を目的とする。

（本会の役割）

- 第2条 一般社団法人日本がん看護学会（以下、「本会」という）は、各地区から推薦された地方分科会に対し、地方分科会企画代表者、地方分科会の開催内容（研究・実践報告、研修会、セミナー等）に関する事項について同意を与えることができる。
- 2 本会は、各地区の地方分科会が円滑に運営できるよう地方分科会の運営費用として1地区あたり20万円を助成する。
- 3 第1項の同意及び前項の助成は、理事会の決議をもって行わなければならない。

（委員会の役割）

- 第3条 地方分科会委員会（以下、「委員会」という）注1）は、第4条第3項の申請があった場合には可否の審査を行い、その結果を理事会に推薦するものとする。
- 2 前項の推薦を受けた地方分科会企画について第2条第1項の同意が得られた後、委員会は、その地方分科会企画代表者にその旨通知する。
- 3 委員会は、地方分科会企画代表者から運営に関する相談を受けるものとする。
- 4 第4条第3項により「地方分科会運営助成金申請書」の提出を受けた委員会は、これを理事会に報告しなければならない。
- 5 委員会は、地方分科会の開催当日、その開催施設に委員会委員を派遣することができる。
- 6 委員会は、第8条第2項に基づき作成された「地方分科会実施報告書」を受け、その内容を理事会に報告しなければならない。
- 注1）原則として各地区の代議員から「地方分科会委員」を1名選び、各地区の地方分科会の希望や公平さ等を管理する。

（地方分科会企画代表者の役割）

- 第4条 地方分科会企画代表者は、本会員とする。
- 2 地方分科会企画代表者は、地方分科会の準備、運営、助成金の管理、報告等地方分科会の全権限を有し、その責任を担うものとする。
- 3 第2条第2項の助成を受けようとする地方分科会企画代表者は、「地方分科会運営助成金申請書」を委員会に提出する。
- 4 地方分科会企画代表者は、地方分科会を開催するにあたり、地域のがん看護の実践家と協働するものとする。
- 5 地方分科会の開催は、各地区（選挙区分と同じ）単位で行うものとする。

(地方分科会の運営)

第5条 地方分科会のテーマは、各地域のがん看護上の課題とし、研究・実践報告、研修会、セミナー等を開催する。

2 地方分科会企画代表者は、地方分科会の開催案内を委員会に提出する。

3 本会は、前項により提出のあった開催案内の情報を本会ホームページに掲載する。

(受講証明書について)

第6条 本会は、学会活動の広報を含む学術的交流が目的であることから、受講証明書の発行は行わない。

(会計処理及び報告)

第7条 地方分科会企画代表者は、第3条第6項の報告のうち、助成を受けた地方分科会運営費用に関する会計報告を作成し、地方分科会開催後1ヶ月以内に委員会に提出する。

2 助成金の使途は、地方分科会運営に必要な消耗品費(10万円以内)、旅費、謝金(人件費)、通信・運搬費、印刷費、その他(委託費)などとする。

3 委員会は、各地区の地方分科会収支報告を取り纏め、毎年12月末日迄に理事長宛に提出する。

第8条 地方分科会企画代表者は、地方分科会参加者に対し開催内容等に関するアンケートを実施し、意見を集約するものとする。

2 地方分科会企画代表者は、地方分科会の概要、アンケートの集計結果等について「地方分科会実施報告書」を作成し、地方分科会開催後1ヶ月以内に委員会に提出する。

(その他)

1 地方分科会企画代表者の氏名・所属をホームページに公表する。

2 提出された申請書及び報告書は返却しない。

3 申請書の記載内容が事実と異なる場合、助成金の使途が適切でないことが判明した場合には、助成金の返還を求める場合がある。

4 地方分科会は本会助成金で実施するため、映像、資料等は、原則として他の用途で実施および実施後に利用することは認められない。

5 この規程の改廃は、委員会及び理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、2021年1月10日から施行する。

この規程は、一部改正し2022年3月4日から施行する。

この規程は、一部改正し2023年1月1日から施行する。

この規程は、一部改正し2025年1月14日から施行する。